

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第39号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修
に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則 の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

本市では、平成 15 年 12 月から支援を要する教員への対応制度を導入し、支援を要する教員（以下「当該教員」という。）に対して、指導改善研修（以下「ステップアップ研修」という。）を実施しているが、令和 4 年 8 月 31 日の教育公務員特例法改正の趣旨等を踏まえ、事務手続きや様式等の見直しを行うため、必要な改正を行う。

2 改正の内容

- (1) ・様式第 6—1 及び様式第 6—2 について、判定基準及び評価項目等を修正する。（第 5 条第 1 項から第 3 項関係）
 - ・教職員情報システム及び他の書類で確認することができる内容が含まれること及び様式第 7 で記載を求めている内容と整理できることから、様式第 8 を削除する。（第 5 条第 2 項関係）
- (2) ・上記(1)の改正に伴う様式番号の修正及び押印廃止その他文言の整理等を図るために必要な規定整備をする。（第 5 条から第 9 条関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 39 号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を
改正する規則案

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(申出等)</p> <p>第 5 条 校長は、前条第 2 項に基づき事実確認等を実施したときは、同項に規定する指導記録（様式第 4）に基づき、指導が不適切である教員の判定基準表（様式第 6—1 及び様式第 6—2。以下「判定基準表」という。）を作成し、当該教員が第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを判定しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(2)~(4)</u> [略]</p> <p>3 校長は、第 1 項に基づき当該教員が第 2 条第 2 項各号に該当しないと判定したときは、速やかに教育委員会に指導記録（様式第 4）、</p>	<p>(申出等)</p> <p>第 5 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p><u>(2)</u> 指導が不適切である教員に関する調書（様式第 8。以下「調書」という。）</p> <p><u>(3)~(5)</u> [同左]</p> <p>3 校長は、第 1 項に基づき当該教員が第 2 条第 2 項各号に該当しないと判定したときは、速やかに教育委員会に指導記録（様式第 4）、</p>

判定基準表（様式第6—1及び様式第6—2）及び事実確認等の実施解除に係る報告書（様式第8）を提出しなければならない。

4 校長は、条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けた後に第1項に規定する判定を行ったときは、速やかに学校協議会に報告書（様式第9）を提出しなければならない。

5 教育委員会は、前条第5項に基づき事実確認等を実施したときは、前条第7項に規定する指導記録（様式第4）及び前条第5項に規定する事実確認等の実施記録（様式第5）に基づき、当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを判定し、判定通知書（様式第10）により校長に通知しなければならない。

6 教育委員会が前項の規定に基づき当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当すると判定したときは、校長は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

〔1〕 略

〔削る〕

〔2〕 略

〔7 略〕

8 校長は、第5項の判定通知書（様式第10）を受理したときは、速やかに同判定通知書（様式第10）の写しを添えて、学校協議会に報告書（様式第9）を提出しなければならない。

9 校長は、第2項又は第6項に基づく書類を教育委員会に提出した後、速やかに当該教員に対して申請書（様式第7）の写しを交付するとともに、指導が不適切である教員に係る申

判定基準表（様式第6—1及び様式第6—2）及び事実確認等の実施解除に係る報告書（様式第9）を提出しなければならない。

4 校長は、条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けた後に第1項に規定する判定を行ったときは、速やかに学校協議会に報告書（様式第10）を提出しなければならない。

5 教育委員会は、前条第5項に基づき事実確認等を実施したときは、前条第7項に規定する指導記録（様式第4）及び前条第5項に規定する事実確認等の実施記録（様式第5）に基づき、当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを判定し、判定通知書（様式第11）により校長に通知しなければならない。

〔6 同左〕

〔1〕 同左

〔2〕 調書（様式第8）

〔3〕 同左

〔7 同左〕

8 校長は、第5項の判定通知書（様式第11）を受理したときは、速やかに同判定通知書（様式第11）の写しを添えて、学校協議会に報告書（様式第10）を提出しなければならない。

9 校長は、第2項又は第6項に基づく書類を教育委員会に提出した後、速やかに当該教員に対して申請書（様式第7）の写しを交付するとともに、指導が不適切である教員に係る申

請に対する意見書(様式第11)を、申請書(様式第7)の写しの交付があった日から14日以内に、校長を通じ教育委員会に提出することができる旨を通知するものとする。

(認定及びステップアップ研修の決定)

第6条 [略]

[2~6 略]

7 教育委員会は、第1項の決定をしたときは、ステップアップ研修の種類及び期間を、前条第2項又は前条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書(様式第12)により通知するものとする。

(校内研修の実施)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により校内研修の実施を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書(様式第13)により校内研修の受講を命令するものとする。

2 前項の場合において、校長は、当該教員の研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書(様式第14)を作成し、教育委員会へ提出しなければならない。

[3 略]

4 校長は、校内研修を開始した日から1月が経過するごとに、「ステップアップ研修」記録〔指導者用〕(様式第15)及び「ステップアップ研修」報告書(様式第16)を、教育委員会に提出しなければならない。

(校外研修の実施)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により校外研修の実施を決定したときは、校長

請に対する意見書(様式第12)を、申請書(様式第7)の写しの交付があった日から14日以内に、校長を通じ教育委員会に提出することができる旨を通知するものとする。

(認定及びステップアップ研修の決定)

第6条 [同左]

[2~6 同左]

7 教育委員会は、第1項の決定をしたときは、ステップアップ研修の種類及び期間を、前条第2項又は前条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書(様式第13)により通知するものとする。

(校内研修の実施)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により校内研修の実施を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書(様式第14)により校内研修の受講を命令するものとする。

2 前項の場合において、校長は、当該教員の研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書(様式第15)を作成し、教育委員会へ提出しなければならない。

[3 同左]

4 校長は、校内研修を開始した日から1月が経過するごとに、「ステップアップ研修」記録〔指導者用〕(様式第16)及び「ステップアップ研修」報告書(様式第17)を、教育委員会に提出しなければならない。

(校外研修の実施)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により校外研修の実施を決定したときは、校長

を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第13）により校外研修の受講を命令するものとする。

- 2 教育委員会は、当該教員に係る研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書（様式第14）を作成し、同計画に基づき校外研修を実施するものとする。

（ステップアップ研修後の措置等）

第9条 [略]

[2 略]

- 3 教育委員会は、当該教員に対し、第1項の認定を行うまでの教育委員会が指定する日までに、ステップアップ研修に対する意見書（様式第17）を、校長を通じて教育委員会に提出することができる旨を通知するものとする。

- 4 教育委員会は、ステップアップ研修の延長、終了又は免職その他必要な措置を、第5条第2項又は同条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書（様式第12）により通知するものとする。

- 5 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の延長を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第13）により同研修の受講を命令するものとする。

- 6 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の終了を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第13）により同研修の終了を通知するものとする。

を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第14）により校外研修の受講を命令するものとする。

- 2 教育委員会は、当該教員に係る研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書（様式第15）を作成し、同計画に基づき校外研修を実施するものとする。

（ステップアップ研修後の措置等）

第9条 [同左]

[2 同左]

- 3 教育委員会は、当該教員に対し、第1項の認定を行うまでの教育委員会が指定する日までに、ステップアップ研修に対する意見書（様式第18）を、校長を通じて教育委員会に提出することができる旨を通知するものとする。

- 4 教育委員会は、ステップアップ研修の延長、終了又は免職その他必要な措置を、第5条第2項又は同条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書（様式第13）により通知するものとする。

- 5 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の延長を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第14）により同研修の受講を命令するものとする。

- 6 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の終了を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第14）により同研修の終了を通知するものとする。

様式第1 (第3条関係) (A4)
[様式別紙2 挿入]
様式第2 (第3条関係) (A4)
[様式別紙4 挿入]
様式第3 (第4条関係) (A4)
[様式別紙6 挿入]
様式第5 (第4条関係) (A4)
[様式別紙8 挿入]
様式第6-1 (第5条関係) (A4)
[様式別紙10 挿入]
様式第6-2 (第5条関係) (A4)
[様式別紙12 挿入]
様式第7 (第5条関係) (A4)
[様式別紙14 挿入]
[削る]
様式第8 (第5条関係) (A4)
[様式別紙17 挿入]
様式第9 (第5条関係) (A4)
[様式別紙19 挿入]
様式第10 (第5条関係) (A4)
[様式別紙21 挿入]
様式第11 (第5条関係) (A4)
[様式別紙23 挿入]
様式第12 (第6条、第9条関係) (A4)
[様式別紙25 挿入]
様式第13 (第7条、第8条、第9条関係) (A4)
[様式別紙27 挿入]
様式第14 (第7条、第8条関係) (A4)
[様式別紙29 挿入]

様式第1 (第3条関係) (A4)
[様式別紙1 挿入]
様式第2 (第3条関係) (A4)
[様式別紙3 挿入]
様式第3 (第4条関係) (A4)
[様式別紙5 挿入]
様式第5 (第4条関係) (A4)
[様式別紙7 挿入]
様式第6-1 (第5条関係)
[様式別紙9 挿入]
様式第6-2 (第5条関係)
[様式別紙11 挿入]
様式第7 (第5条関係) (A4)
[様式別紙13 挿入]
様式第8 (第5条関係) (A4)
[様式別紙15 挿入]
様式第9 (第5条関係) (A4)
[様式別紙16 挿入]
様式第10 (第5条関係) (A4)
[様式別紙18 挿入]
様式第11 (第5条関係) (A4)
[様式別紙20 挿入]
様式第12 (第5条関係) (A4)
[様式別紙22 挿入]
様式第13 (第6条、第9条関係) (A4)
[様式別紙24 挿入]
様式第14 (第7条、第8条、第9条関係) (A4)
[様式別紙26 挿入]
様式第15 (第7条、第8条関係) (A4)
[様式別紙28 挿入]

様式第 15(第 7 条、第 8 条関係) (A 4)

[様式 別紙 31 挿入]

様式第 16(第 7 条、第 8 条関係) (A 4)

[様式 別紙 33 挿入]

様式第 17(第 9 条関係) (A 4)

[様式 別紙 35 挿入]

様式第 16(第 7 条関係) (A 4)

[様式 別紙 30 挿入]

様式第 17(第 7 条関係) (A 4)

[様式 別紙 32 挿入]

様式第 18(第 9 条関係) (A 4)

[様式 別紙 34 挿入]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市立 学校 学校協議会
会長 印

意 見 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第1項に基づき、下記のとおり指導が不適切である教員に対して校長が講ずべき措置等について意見を陳述します。

記

1 教員名 _____

2 意見 (学校協議会が採決された日 年 月 日)

年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市立 学校 学校協議会
会長 (署名)

意 見 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第1項に基づき、下記のとおり指導が不適切である教員に対して校長が講ずべき措置等について意見を陳述します。

記

1 教員名 _____

2 意見 (学校協議会が採決された日 年 月 日)

申 出 書

【教員名】 児童等に対する指導が不適切であると学校協議会が採決された教員の氏名をご記入ください。
(複数記入可)

--

【項 目】 以下の該当する項目に○印を付けてください。(複数回答可)

①授業・教科指導	②生活指導・生徒指導	③保護者対応	④その他
----------	------------	--------	------

【内 容】 意見の根拠となる事実又は具体例をあげる等、簡潔にご記入ください。

学校協議会が校長に対して意見書を提出した日 年 月 日

--

【措置に対する申出】 校長が講じた措置等（講じなかった場合を含みます。）の内容及びその内容に対する学校協議会としての意見を、簡潔にご記入ください。

--

以上、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第2項により申出書を提出します。

年 月 日 (申出者) 大阪市立 学校 学校協議会

会長

印

大阪市教育委員会教育長 様

申 出 書

【教員名】 児童等に対する指導が不適切であると学校協議会が採決された教員の氏名をご記入ください。
(複数記入可)

【項 目】 以下の該当する項目に○印を付けてください。(複数回答可)

① 授業・教科指導 ②生活指導・生徒指導 ③保護者対応 ④その他

【内 容】 意見の根拠となる事実又は具体例をあげる等、簡潔にご記入ください。

学校協議会が校長に対して意見書を提出した日 年 月 日

【措置に対する申出】 校長が講じた措置等（講じなかった場合を含みます。）の内容及びその内容に対する学校協議会としての意見を、簡潔にご記入ください。

以上、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第2項により申出書を提出します。

年 月 日 (申出者) 大阪市立 学校 学校協議会

会長 (署名)

大阪市教育委員会教育長 様

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

事実確認等の実施に関する報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第4条第__項の規定に基づき報告します。

記

1 教員名

_____ (_____ 歳)

2 担当学年・教科・校務分掌等

3 事実確認等の実施の予告日時・場所・同席者

(日時) _____ 年 月 日() : ~ : (分間)

(場所) _____ (同席者) _____

4 予告理由(指導が不適切であると疑われる事実の概要)

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 (署名)

事実確認等の実施に関する報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第4条第__項の規定に基づき報告します。

記

1 教員名

_____ (歳)

2 担当学年・教科・校務分掌等

3 事実確認等の実施の予告日時・場所・同席者

(日時) _____ 年 月 日 () : ~ : (分間)

(場所) _____ (同席者) _____

4 予告理由(指導が不適切であると疑われる事実の概要)

事実確認等の実施記録(第 回)

1 教員名(学校名)

2 場 所

3 日 時

4 事実確認等の実施者

5 授業等の様子(記録)

6 面談及び指導内容

7 その他、特記事項

8 所 見

事実確認等の実施記録(第 回)

1 教員名(校園名)

2 場 所

3 日 時

4 事実確認等の実施者

5 授業等の内容

6 面談及び指導内容

7 所 見

[様式第6-1 別紙9]

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名 :

)(教員名 :

)(校長名 :

)

	A	B	C	D
問題の頻度	常時	時々	たまに	なし
問題の程度	重度	中程度	軽度	なし

※ 評価については絶対評価とし、該当項目に○印をつけること。

※ 問題の頻度・程度については、右表を参考にすること。

1 項目別評価

指導が不適切である教員の評価項目	問題の頻度				問題の程度			
	A	B	C	D	A	B	C	D
(1)教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。								
①専門的な知識・技能が欠けており、授業等が成立しない。								
②適正な評価ができない。								
③教える内容に誤りが多かったり、児童等からの質問に対して、正確に答えることができない。								
規則第2条第2項第1号の該当の有無	該当				非該当			
(2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。								
①教科指導等に工夫がなく、一方的な授業になっている。								
②児童等に対する教育的な愛情に欠け、共感的な理解に基づく指導が行えない。								
③児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な指導が行えない。								
④児童等に対する理解が不十分で、的確な対応が行えない。								
⑤ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない。								
規則第2条第2項第2号の該当の有無	該当				非該当			
(3)児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない。								
①学級・学校運営等についての責任感がない。								
②学級・学校運営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。								
③児童等の立場に立った対応が行えない。								
④児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生活指導が行えない。								
⑥児童等に対する理解が不十分で、的確な生活指導が行えない。								
⑦状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。								
⑧児童等の意見を聞かず、対話もしない等、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。								
⑨同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。								
⑩保護者や地域、関係機関との対応が不十分で、指導が理解されない。								
⑪体罰傾向やセクハラ的な言動がある。								
⑫勤務態度が不適切である。								
⑬粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。								
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当				非該当			

2 総合評価

○ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
○ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
○ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
○ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名:) (教員名:)

(校長名:)

※ 評価については、絶対評価とし、右表を参考に該当項目に○印をつけること。

5	4	3	2	1
はるかに上回った	上回った	期待レベルに達した	下回った	大きく下回った

【項目別評価】

指導が不適切である教員の判定基準	指導が不適切である教員の評価項目	評価				
		5	4	3	2	1
1 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。	1 適切な学習指導（専門的な知識、技術等）					
(1) 専門的な知識、技能が欠けており、授業等が成立しない。	(1) 専門的な知識、技能が身に付いている。					
(2) 適正な評価ができない。	(2) 評価が適正である。					
(3) 教える内容に誤りが多く、児童等からの質問に対して的確に答えることができない。	(3) 教える内容が正確で、児童等からの質問に対して答え方が的確である。					
	(4) 自己の課題克服の研修に熱心である。					
規則第2条第2項第1号の該当の有無		該当・非該当				
2 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。	2 適切な学習指導（指導方法等）					
(1) 教科指導等に工夫がなく、一方的な授業になっている。	(1) 児童等に話す話題や、話す速さなどを工夫する。					
	(2) 授業中の雰囲気を明るくし、児童等が生き生きと学習できるよう工夫をする。					
	(3) 児童等に協力的な学習を促す。					
	(4) 学習意欲を継続するための工夫をする。					
	(5) 教材研究に熱心で、分かる授業を実施する意欲をもつ。					
(2) 児童等に対する教育的な愛情に欠け、共感的な理解に基づく指導が行えない。	(6) 学習中理解が遅い児童等に丁寧に指導をする。					
	(7) 計画性と熱意をもって学習指導をする。					
	(8) 積極的に児童等にかかわる。					
(3) 児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な指導が行えない。	(9) 児童等との信頼関係が十分に成立し、指導が適切である。					
(4) 児童等に対する理解が不十分で、的確な対応が行えない。	(10) 児童等の観察が的確である。					
	(11) 児童等に対する理解が十分で、対応が的確である。					
(5) ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない。	(12) 児童等の意見を積極的に指導に取り入れている。					
	(13) 発問や板書を計画的に行い、児童等の思考を伸ばそうとする。					
	(14) 自分の行う指導を反省し、次の実践に活かしている。					
規則第2条第2項第2号の該当の有無		該当・非該当				

指導が不適切である教員の判定基準	指導が不適切である教員の評価項目	評価				
		5	4	3	2	1
3 児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない。	3 適切な学級経営又は生徒指導等					
(1)学級・学校運営等についての責任感がない。	(1)学級・学校運営等について、責任をもって行動する。					
	(2)学校全体の業務に積極的にかかわる。					
	(3)基本的な事務能力があり、的確に処理する。					
(2)学級・学校運営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。	(4)学級・学校運営等に対しての目標設定や課題解決に向けて、意欲をもって実践する。					
(3)児童等の立場に立った対応が行えない。	(5)児童等の立場に立って対応する。					
(4)児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生活指導が行えない。	(6)児童等との信頼関係が十分に成立し、生活指導が適切である。					
(5)児童等に対する理解が不十分で、的確な生活指導が行えない。	(7)児童等に対する理解が十分で、生活指導が的確である。					
(6)状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。	(8)状況把握・判断力が十分で、対応が的確である。					
(7)児童等の意見を聞かず、対話もしない等、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。	(9)児童等に対する教育的な愛情と共感的な理解に基づく指導をする。					
(8)同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。	(10)同僚教職員と協力して仕事をする。					
	(11)管理職と意思疎通を図って仕事をする。					
	(12)職場の人間関係を円滑に築く。					
(9)保護者や地域、関係機関との対応が不十分で、指導が理解されない。	(13)保護者や地域、関係機関との対応が適切である。					
公務員としての適格性に課題がある。	公務員としての適格性					
(10)体罰傾向やセクハラ的な言動がある。	(14)体罰やセクハラ等に関して、十分理解し、適切に行動する。					
(11)勤務態度が不適切である。	(15)休暇等の適切な取得に努めており、出退勤の時間を厳守する。					
	(16)授業や研修の時間などを厳守する。					
(12)粗雑な言動等、社会性の欠如が見られる。	(17)他人の指導や取り組みに謙虚に学ぶ姿勢を示す。					
	(18)自分のなすべき仕事を理解し、すみやかに実行する。					
	(19)自分の言動に責任をもち、効率的に仕事をする。					
	(20)社会性があり、誠実な態度で勤務をする。					
規則第2条第2項第3号の該当の有無		該当・非該当				

【総合評価】

学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

[様式第6-2別紙11]

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名:) (教員名:)

(校長名:)

	A	B	C	D
問題の頻度	常時	時々	たまに	なし
問題の程度	重度	中程度	軽度	なし

※ 評価については絶対評価とし、該当項目に○印をつけること。

※ 問題の頻度・程度については、右表を参考にすること。

1 項目別評価

指導が不適切である教員の評価項目	問題の頻度				問題の程度			
	A	B	C	D	A	B	C	D
(1)教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、保健指導又は保健管理等を適切に行うことができない。								
① 専門的な知識・技能が欠けており、救急処置をはじめとする保健管理等を的確に行うことができない。								
② 指導する内容に誤りが多かったり、児童等からの質問に対して、正確に答えることができない。								
規則第2条第2項第1号の該当の有無	該当				非該当			
(2)指導方法が不適切であるため、保健指導を適切に行うことができない。								
①保健指導等に工夫がなく、児童等が興味・関心をもつような指導となっていない。								
③ 児童等に対する理解が不十分で、適切な保健管理・健康相談又は保健指導が行えない。								
④ 児童等の心身の健康状況・健康上の課題に応じた、保健指導等が行えない。								
規則第2条第2項第2号の該当の有無	該当				非該当			
(3)児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、保健室経営又は保健指導等を適切に行うことができない。								
①保健室経営等についての責任感がない。								
②保健室経営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。								
③児童等の立場に立った対応が行えない。								
⑤ 児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生徒指導が行えない。								
⑥ 保健室が整理整頓されておらず、設備・備品・薬品等の整備も十分に行えない。								
⑦ 状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。								
⑧ 児童等の心身の健康状況・健康上の課題の把握が十分ではなく、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。								
⑨ 保健室関係についての事務が的確に処理されていない。								
⑩ 同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。								
⑪ 学校運営や学校保健計画の立案等に際して、養護教諭としての専門的な観点を踏まえて参画していない。								
⑫ 保護者や学校三師、地域、関係機関との連携が不十分で、学校園での指導や取り組みが理解されていない。								
⑬ 体罰傾向やセクハラ的な言動がある。								
⑭ 勤務態度が不適切である。								
⑮ 粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。								
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当				非該当			

2 総合評価

○ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
○ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
○ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
○ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名:) (教員名:)

(校長名:)

※ 評価については、絶対評価とし、右表を参考に該当項目に○印をつけること。

5	4	3	2	1
はるかに上回った	上回った	期待レベルに達した	下回った	大きく下回った

【項目別評価】

指導が不適切である教員の判定基準	指導が不適切である教員の評価項目	評価				
		5	4	3	2	1
1 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、保健指導又は保健管理等を適切に行うことができない。	1 適切な保健指導、保健管理等（専門的知識、技術等）					
(1) 専門的な知識、技能が欠けており、救急処置をはじめとする保健管理等を的確に行うことができない。	(1) 専門的な知識・技能に基づき、救急処置をはじめとする保健管理等が的確である。					
(2) 指導する内容に誤りが多く、児童等からの質問に対して的確に答えることができない。	(2) 指導する内容が正確で、児童等からの質問に対して、答え方が的確である。					
	(3) 自己の課題克服の研修に熱心である。					
規則第2条第2項第1号の該当の有無		該当・非該当				
2 指導方法が不適切であるため、保健指導を適切に行うことができない。	2 適切な保健指導、保健管理（指導方法等）					
(1) 保健指導等に工夫がなく、児童等が興味・関心をもつような指導となっていない。	(1) 保健指導等に工夫があり、児童等が興味・関心をもつような指導をする。					
(2) 児童等に対する理解が不十分で、適切な保健管理・健康相談又は保健指導等が行えない。	(2) 児童等に対する理解があり、保健管理・健康相談又は保健指導等が適切である。					
(3) 児童等の心身の健康状況・健康上の課題に応じた、保健指導等が行えない。	(3) 児童等の心身の健康状況・健康上の課題に応じた、健康相談又は保健指導等を行う。					
	(4) 自分の行う指導を反省し、次の実践に活かしている。					
規則第2条第2項第2号の該当の有無		該当・非該当				
3 児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、保健室経営又は保健指導等を適切に行うことができない。	3 適切な保健室経営、保健指導等（生徒理解等）					
(1) 保健室経営等についての責任感がない。	(1) 保健室経営等について、責任をもって行動する。					
(2) 保健室経営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。	(2) 保健室経営等に対しての目標設定や課題解決に向けて、意欲をもって実践する。					
(3) 児童等の立場に立った対応が行えない。	(3) 児童等の立場に立って対応する。					
(4) 児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な指導が行えない。	(4) 児童等との信頼関係が十分に成立し、指導が適切である。					
(5) 保健室が整理整頓されておらず、設備・備品・薬品等の整備も十分に行えない。	(5) 保健室が整理整頓されており、設備・備品・薬品等の整備が適切である。					
(6) 状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。	(6) 状況把握・判断力が十分で、対応が的確である。					

指導が不適切である教員の判定基準	指導が不適切である教員の評価項目	評価				
		5	4	3	2	1
(7) 児童等の心身の健康状況・健康上の課題の把握が不十分で、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。	(7) 児童等の心身の健康状況・健康上の課題の把握が適切で、児童等に対する教育的な愛情と共感的な理解に基づく指導をする。					
(8) 保健室関係についての事務が的確に処理されていない。	(8) 保健室関係についての事務を的確に処理する。					
(9) 同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。	(9) 同僚教職員と協力して仕事をする。					
	(10) 管理職と意思疎通を図って仕事をする。					
	(11) 職場の人間関係を円滑に築く。					
(10) 学校運営や学校保健計画の立案等に際して、養護教諭としての専門的な観点を踏まえて参画していない。	(12) 学校運営や学校保健計画の立案等に際して、養護教諭としての専門的な観点を踏まえて参画する。					
(11) 保護者や学校三師、地域、関係機関との連携が不十分で、学校園での指導や取り組みが理解されていない。	(13) 保護者や学校三師、地域、関係機関との対応が適切である。					
公務員としての適格性に課題がある。	公務員としての適格性					
(12) 体罰傾向やセクハラ的な言動がある。	(14) 体罰やセクハラ等に関して、十分理解し、適切に行動する。					
(13) 勤務態度が不適切である。	(15) 休暇等の適切な取得に努めており、出退勤の時間を厳守している。					
	(16) 業務や研修の時間などを厳守している。					
(14) 粗雑な言動等、社会性の欠如が見られる。	(17) 他人の指導や取り組みに謙虚に学ぶ姿勢を示す。					
	(18) 自分のなすべき仕事を理解し、すみやかに実行する。					
	(19) 自分の言動に責任をもち、効率的に仕事をする。					
	(20) 社会性があり、誠実な態度で勤務をする。					
規則第2条第2項第3号の該当の有無		該当・非該当				

【総合評価】

学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

指導が不適切である教員に係る申請書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき申請します。

記

1 教員名 _____

2 申請理由

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 (署名)

指導が不適切である教員に係る申請書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき申請します。

記

1 教員名 _____

2 申請理由

*記入上の留意点：「2 申請理由」は、指導が不適切である教員の事実の概要、校長からの指導内容及び指導後の当該教員の状況等について、事実の発生順に記入すること。記入については、詳細・正確に記入し、問題事象を示す客観的な資料があれば添付すること。

(表)

指導が不適切である教員に関する調書

学校名等	(担当教科・学年)
教員名(性別)	()
生年月日	年 月 日生(満 歳)
現住所	
校務分掌	
学 歴	年 月 大学 学部 学科 卒業
	年 月 大学 修了
教員免許 (種類・取得日)	
採用年月日	年 月 日採用(勤続年数 年 月)
職 歴 (前職・ 歴任校名)	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
処分歴	処分年月日： 年 月 日 処分の内容： 事件の概要：
	処分年月日： 年 月 日 処分の内容： 事件の概要：
	処分年月日： 年 月 日 処分の内容： 事件の概要：
	処分年月日： 年 月 日 処分の内容： 事件の概要：
休職歴	年 月 日～ 年 月 日 病名：
	年 月 日～ 年 月 日 病名：
	年 月 日～ 年 月 日 病名：
指導が不適切である教員の概要(最も注目すべき特徴をわかりやすく記入すること)	

(裏)

校長からの指導内容および指導後の状況

本人の意見

校長の総合所見

※ 記入上の留意点

- ①記述については、詳細・正確に記入し、問題事象を示す客観的な資料があれば添付すること。
- ②出勤状況等で特に問題のあるものについては、過去3年間の出勤簿、診断書の写し等関係書類を添付すること。

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

事実確認等の実施解除に係る報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第3項の規定に基づき報告します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 解除日 _____ 年 月 日 ()
- 3 事実確認等の実施を解除した理由

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 _____ 学校

校長（署名）

事実確認等の実施解除に係る報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第3項の規定に基づき報告します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 解除日 _____ 年 月 日 ()
- 3 事実確認等の実施を解除した理由

年 月 日

大阪市立 学校 学校協議会
会長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

報 告 書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき報告します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 判定内容
- 3 判定理由

*記入上の留意点：規則第5条第8項の規定に基づく報告の場合は、判定通知書(様式第11)の写しを添付し、「2 判定内容」「3 判定理由」には、「別添、写しのとおり」と記載すること。

年 月 日

大阪市立 学校 学校協議会
会長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 (署名) _____

報 告 書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき報告します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 判定内容
- 3 判定理由

*記入上の留意点：規則第5条第8項の規定に基づく報告の場合は、判定通知書(様式第10)の写しを添付し、「2 判定内容」「3 判定理由」には、「別添、写しのとおり」と記載すること。

年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市教育委員会

教育長 印

判定通知書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第5項の規定に基づき通知します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 判定内容
- 3 判定理由

第 号
年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市教育委員会

教育長

判定通知書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第5項の規定に基づき通知します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 判定内容
- 3 判定理由

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

学校名 _____

職名

氏名 _____ 印

指導が不適切である教員に係る申請に対する意見書

指導が不適切である教員に係る申請に対する意見書を提出します。

申請に対する意見

※ この意見書は指導が不適切である教員に係る申請書の写しの交付があった日から、14日以内に校長を通じ教育委員会あて提出することができる。

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

学校名 _____

職名

氏名 (署名)

指導が不適切である教員に係る申請に対する意見書

指導が不適切である教員に係る申請に対する意見書を提出します。

申請に対する意見

※ この意見書は指導が不適切である教員に係る申請書の写しの交付があった日から、14日以内に校長を通じ教育委員会あて提出することができる。

年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市教育委員会

教育長

印

決 定 通 知 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第__
条第__項に基づき、貴校の教員について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 教員名

2 決定日 年 月 日

3 決定内容

第 号
年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市教育委員会

教育長

決 定 通 知 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第__
条第__項に基づき、貴校の教員について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 教員名

2 決定日 年 月 日

3 決定内容

年 月 日

大阪市立 学校
様

大阪市教育委員会

教育長 印

決 定 通 知 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第__
条第__項に基づき、あなたに対し、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定日 年 月 日

2 決定内容

第 号
年 月 日

大阪市立 学校
様

大阪市教育委員会

教育長

決 定 通 知 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第__
条第__項に基づき、あなたに対し、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定日 年 月 日
- 2 決定内容

「ステップアップ研修」指導計画書(第__次研修)

- 1 学校名
- 2 教員名
- 3 担当学年等
- 4 研修予定期間
- 5 研修指導計画

月/日	ステップ	研 修 内 容	指 導 者

- ※ 必要に応じて、教育センター等における研修を組み入れる。
- ※ 研修の進捗状況に応じて、研修内容を変更することがある。

「ステップアップ研修」指導計画書(第__次研修)

- 1 学校名
- 2 教員名
- 3 担当学年等
- 4 研修予定期間
- 5 研修指導計画
- 6 研修開始時ステップ

月／日	研 修 内 容	指 導 者

- ※ 必要に応じて、総合教育センター等における研修を組み入れる。
- ※ ステップは第1から第4までとし、研修の進捗状況に応じてステップの判定を行い、研修内容を変更することがある。

「ステップアップ研修」記録〔指導者用〕

- ・ 年 月 日() 記録者 _____
- ・ 研修段階 第 次研修 第__ステップ
- ・ 研修項目

時 刻	研 修 内 容

〔おもな指導内容〕

〔本日予定した研修の進捗状況〕
 予定以上進んでいる 概ね予定どおり進んでいる 予定どおり進んでいない

〔本日の課題についての所見〕

〔その他の所見・特記事項〕

「ステップアップ研修」記録〔指導者用〕

記録者 _____

教員名 _____

研修日時 年 月 日()

研修段階 第 次研修 第 ステップ

研修項目	A 研修意欲の醸成	B 教員としての責務の自覚	C 法令、指針等について学ぶ
	D 児童・生徒理解の深化	E 人権意識の向上	F 児童・生徒指導に関する指導力の向上
	G 学級経営等について学ぶ	H 学習指導に関する教育課題の把握	I 指導案の作成
	J 社会体験から学ぶ	K 模擬授業・研究授業等の実施	

時刻	研修内容

〔1 本日予定した研修の進捗状況〕

予定以上進んでいる。 概ね予定どおり進んでいる。 予定どおり進んでいない。

〔2 主な指導内容〕

〔3 本日の課題についての所見〕

〔4 その他所見・特記事項〕

「ステップアップ研修」報告書

1 学校名

2 対象教員名

3 担当教科・学年

4 研修期間

年 月 日()から 月 日()まで

5 研修指導者名

6 指導内容

【勤 務 状 況】

【勤 務 状 況】	
第 次	

第 ステップ研修目標

評 価 規 準【評価方法】

第 ステップ研修目標	評 価 規 準【評価方法】

【第 次研修】第 ステップ

研修内容

研修成果・特記事項

研修内容	研修成果・特記事項

7 研修指導者の所見

8 参考資料

- ・研修中の出勤簿
- ・「ステップアップ研修」記録、研修日誌、レポート、感想文等
- ・学習指導案、模擬授業、研究授業記録等研修中に作成した資料
- ・その他「ステップアップ研修報告書」関係資料

「ステップアップ研修」報告書

1 学校名

2 教員名

3 担当教科・学年

4 研修期間

年 月 日()から 月 日()まで

5 研修指導者名

6 指導内容

【勤 務 状 況】	
第 次	

第 ステップ研修目標	評 価 規 準【評価方法】

【第 次研修】第 ステップ

研修内容	研修成果・特記事項

7 研修指導者の所見

8 参考資料 (校内研修)

- ・研修中の出勤簿
- ・「ステップアップ研修」記録、研修日誌、レポート、感想文等
- ・学習指導案、模擬授業、研究授業記録等研修中に作成した資料
- ・その他「ステップアップ研修報告書」関係資料

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

学校名 _____

職名

氏名 _____ 印

ステップアップ研修に対する意見書

ステップアップ研修に対する意見書を提出します。

研修に対する意見

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

学校名 _____

職名

氏名 (署名) _____

ステップアップ研修に対する意見書

ステップアップ研修に対する意見書を提出します。

研修に対する意見